

岐阜県公報

号外(一) 平成二十九年二月二十三日

目次

監査委員告示

平成二十八年度定期監査の結果に関する報告(年間総括)の公表	(監査委員)	一
財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表	(同)	四
平成二十八年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告(年間総括)の公表	(同)	七
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	九

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十八年六月から同年十一月までに執行した定期監査の結果に関する報告(年間総括)を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十三日

岐阜県監査委員 水野正敏
 岐阜県監査委員 小原尚
 岐阜県監査委員 山本良泉
 岐阜県監査委員 藤良寛
 岐阜県監査委員 杉山祐子

第 1 平成28年度定期監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、監査対象機関の全てに対し定期監査を実施した。なお、監査に当たっては、以下の3項目を重点監査項目として設定し監査を実施した。

【重点監査項目】

- ① 物品監査の検証
- ② ノンコン修繕の検証
- ③ 自動体外式除細動器(AED)の管理・運用状況の検証

1 監査期間
平成28年6月から同年11月まで

2 監査対象機関

知事部局	190 機関
教育委員会	101 機関
警察本部	58 機関
その他	13 機関

計 362機関

3 監査対象年度
原則として、平成27年度を対象とした。

第 2 監査結果

1 定期監査における要望、質疑等
監査対象機関に対し、質疑を行い、当局の見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べ、要望を行った。主な要望、質疑等は次のとおり。

(1) 県財政について

ア 県財政について、意見を述べ、要望を行った。

- ・県民の大きな関心事である予算編成過程について、多様な県民の意見の反映を求められたい。
- ・県税の納期内納付の促進と滞納事案へのきめ細やかな対応により今後も税収確保に努められたい。
- ・基金が設置された経緯や目的、事業の実施状況を踏まえ、不断の見直しを続けることにより、適切な基金運営に努められたい。

イ 県財政について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・ふるさと納税の寄附実績とその影響について
- ・各種基金の運用状況について
- ・新地方公会計制度の導入に向けた固定資産負債の整備状況について

(2) 人事管理について

ア 人事管理について、意見を述べ、要望を行った。

- ・県職員の魅力を打ち出した職員募集のPRやインターンシップ制度の活用を図るとともに、必要な職員数を確保し、年齢構成や事務量に配慮した適正な人事配置に努められたい。
- ・時間外勤務の削減を図るとともに、退行時間と時間外勤務命令時間の乖離の削減に努められたい。
- ・職員の資質向上を目的とした研修を企画及び実施し、その成果について検証されたい。
- ・職員のニーズに即した多様な働き方を提案することで仕事と家庭の両立(ワークライフバランス)を支援されたい。

イ 人事管理について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・組織改正の目的について
- ・他自治体への職員派遣の目的や成果について
- ・職員の健康管理対策について
- ・時間外労働・休日労働に関する協定(いわゆる36協定)の履行状況について

(3) 事務事業について

ア 県が実施する各種事務事業について、意見を述べ、要望を行った。

- ・県ホームページは写真が美しくビジュアル面の印象が向上した。今後も使う側の立場に立った画面改良や情報発信に努められたい。
- ・個人情報について管理を怠り漏えいした場合は行政機関にも個人情報保護法違反の罰則が科される場合があることを認識し取扱いに慎重を期すとともに、セキュリティ対策の強化に努められたい。
- ・航空宇宙産業やリニア関連産業の誘致などによる雇用創出と人材育成を図られたい。
- ・全国の先駆けとなるよう南海トラフ巨大地震垂直防災フェル事業を進められたい。
- ・外国人観光客の増加に向けた施設や案内看板の整備とともに、外国語対応ができる人材の確保又は養成を図られたい。
- ・全国農業担い手サミット開催などを契機として、更なる農林業の担い手育成に努められたい。
- ・他自治体や企業と連携したワークショップを活用し、昔郡圏に向けた農産物の販売促進を強化されたい。
- ・木材の生産量拡大と安定的供給を目指すとともに、県庁舎の整備に利用するなど多方面に岐阜県産木材が使用されるよう努力されたい。
- ・道の駅の有効活用のため、物産販売や観光情報発信の拠点として魅力を高めるとともに、災害防災拠点としての機能を強化されたい。
- ・リニア中央新幹線の整備について、地元住民の意向に配慮し、沿線自治体と事業者間の調整に努められたい。
- ・地域と一体となって県立学校の活性化に取り組みながら、少子化による生徒減少を見据えた入学者の確保や学校運営に努められたい。
- ・通学路での交通事故を未然に防止する対策を講じるとともに、自転車による加害事故の発生に備え、県立学校の高校生の損害賠償責任保険への加入を促進されたい。
- ・高齢者の特殊詐欺被害や高齢運転者による自動車事故を減らす取組を強化されたい。

イ 県が実施する各種事務事業について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・清流の国さふ大学生等奨学金の貸付状況について
- ・熊本地震を教訓とした防災・支援体制の見直しについて
- ・食品廃棄物の不適正処理を未然に防止するための一貫した監視指導体制について
- ・医師及び看護師の人材確保と安んじて医療が受けられる医療体制整備について
- ・かみかみはら航空宇宙科学博物館、長良川あまみーろ(仮称)、岐阜清流高専特別支援学校等の整備について
- ・高等学校等就学支援金及び高校生等奨学金付金の受給状況について
- ・選挙権年齢の適18歳以上への引き下げに伴う主催者教育の推進について
- ・県立学校におけるいじめ対策について
- ・各種計画や事業に係る数値目標の設定、事業効果の検証及び今後の方向性について

(4) 県が交付する補助金について

ア 県が交付する補助金について、意見を述べ、要望を行った。

- ・補助金交付は、交付することが目的ではなく、特定の政策目的の実現に向けて補助対象事業がより効果的に遂行されるよう計画段階から完了まで県が関与することに重きを置かれたい。
- ・事業の内容によっては現地確認を行うなど適切な検査方法を選択し、事業が適正に執行されているか厳格に検査されたい。

イ 県が交付する補助金について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- ・各種補助金の効果について
- ・地方鉄道やバスに対する支援の状況について

(5) 財務に関する事務の執行について

ア 財務に関する事務の執行について、意見を述べ、要望を行った。

- ・生産物の販売について、生徒や研究員等による取組の成果を損なうことにならないよう、適正な収入事務に努められたい。
- ・県立学校運営に係る経費は、公費・私費負担区分等ガイドラインに沿った取扱いに努められたい。

・契約事務において、事業の特殊性に応じた契約方法を選択するとともに、透明性及び競争性の確保に努められた。
 ・県が抱える様々な債権に対し、部局を超えた一体的及び網羅的な債権回収に取り組みられた。
 ・債権回収において、消滅時効を中断させる方法として、債務承認による分別納付を有効に活用された。
 ・奨学金をはじめ貸付金については、貸付相手に返還義務や返還免除の条件等について十分に認識させるとともに、返還金は確実に回収できるように対策を講じられた。
 ・会計管理者による会計事務の検査は、結果を広く共有するとともに、きめ細やかな事後指導に努められた。

イ 財務に関する事務の執行について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。
 ・複数年におわたる同一業者との契約理由や工事請負契約などで変更契約回数が多い理由について
 ・建設工事における一般競争入札や総合評価落札方式の導入拡大目標の達成状況について
 ・政務活動費に係る収支報告書の確認方法について
 ・徴収業務や債権回収業務の外部委託について

(6) 財産の管理・活用状況等について
 ア 県が保有する財産の管理、活用状況等について、意見を述べ、要望を行った。
 ・ノード型パソコンの毀損事故の多发を踏まえ、財産管理の重要性や公金意識について職員に再度徹底された。
 ・【重点事項②関係】
 ・学校跡地など未利用地の有効活用に向けた検討を加速させたい。
 ・県庁舎の整備は、ノンリクコメントなどで得られた県民の意見も参考にしつつ進められたい。
 ・美術品を適正に保管及び提示するために、美術館の空調設備や施設の改修を計画的に進められたい。

イ 県が保有する財産の管理、活用状況等について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。
 ・さぶ清流文化プログラムの稼働後の状況について
 ・県有施設の耐震化の状況について
 ・物品の現物実査の状況と計画の更新について【重点事項①関係】
 ・取得用地の未登記事業の処理状況について
 ・自動車外式探知動器(AFD)の物品登録の状況について【重点事項③関係】

(7) 外部団体について
 ア 県が出資出捐する外部団体について、意見を述べ、要望を行った。
 ・地方鉄道の施設維持や集客への取組に対し、積極的な支援をされたい。

イ 県が出資出捐する外部団体について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。
 ・岐阜県森林公社及び木曽三川水流通公社の経営改善計画の進捗状況と今後の見通しについて
 ・岐阜県土地開発公社及び岐阜県建設研究センターの経営状況について
 ・岐阜県産業経済振興センターへの貸付金について
 ・岐阜県魚苗センターの生産能力の向上について

(8) 公務中における職員の交通事故について
 職員の交通事故について意見を述べ、要望を行った。
 ・公務中の交通事故が非常に多く、県の過失割合が100%という事例も少なくない。職員の注意不足による単純な事故が多発しているため、実効性のある交通安全防止対策に取り組み、確実に交通事故を減らされたい。
 ・公務中の交通事故により発生した損害賠償金、公用車修理費用等は公金で賄われていることを自覚し、より一層、公用車の運転について注意されたい。

＜職員との交通事故に係る平成28年度監査結果＞
 県に損害を与えたもので承認が成立したものの75件(うち警察本部37件)が指導・指導事項の対象となっており、このうち県の過失割合が50%を超えるものが66件で、うち100%のもの53件であった。
 これらの事故において、損害賠償金※18,667,858円(うち警察本部3,927,942円)、修繕料※6,093,456円(うち警察本部2,087,801円)が支出されており、うち4件に関しては従車手続(評価額及び修繕料相当額計1,417,489円)を伴っていた。このほか、死亡事故が1件発生しているため、職員の交通事故防止について一層の徹底を求めた。
 ※ 損害賠償金は相手方損害金に県過失割合を乗じた額・修繕料は県が修繕に要した額から相手方負担分を除いた額を指す。

2 監査実施機関数及びの監査結果件数
 監査を実施した機関のうち、137機関において86件の指導事項、112件の指導事項が認められたので、是正・改善の措置を講ずるよう求めた。また、8機関において9件の検討事項が認められたので、必要な検討などの措置を講ずるよう求めた。
 (単位:機関、件)

指導事項	指導事項	監査実施機関数		監査結果件数	
		指導事項	検討事項	指導事項	検討事項
知事直轄	2	0	0	0	0
総務部	17	4	8	1	6
清流の国推進部	6	2	0	2	0
危機管理課	4	3	4	3	1
環境生活部	12	5	7	3	4
健康福祉部	42	11	12	6	6
商工労働部	22	7	10	1	7
農政部	31	13	22	10	12
林業部	7	2	4	3	1
県土整備部	22	14	31	17	13
都市建設部	18	5	6	1	4
県事務務所	7	7	7	3	4
警察委員会	101	37	54	18	36
警察本部	58	31	40	20	16
その他	13	0	0	0	0
合計	382	141	207	86	112

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。
 ・指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 ・検討事項 所掌する事務の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁及び本部の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

3 指導事項・指導事項

指導事項	指導事項	主な監査結果
予算関係	0	0
収入関係	7	9 収入証紙の貼付額(消印高)等が誤っていたもの 測定金額が異なっていたもの
支出関係	2	8 補助事業の履行確認等が不適正なもの 検査が不適正なもの
契約関係	2	2 契約方法及び手続が不適正なもの
財産関係	11	48 故意又は過失により、県に損害を与えたもの 財産及び物品の管理事務が不適正なもの
その他	64	9 職員の交通事故で県に損害を与えたもの 手当の支給事務に誤りがあったもの
公営企業	0	0
その他事務	0	36 特定個人情報管理事務が適切でないもの 工事完了後の使用開始の公示がされていないもの
合計	86	112

(注) 監査結果が複数の分野に關係する場合は、主な内容が属する分野で計上

4 検討事項

所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁及び本部の所管課に対し、是正若しくは改善を求める事項を検討事項として、関係課に必要な措置を講ずるよう求めた。

(1) 検討事項に係る監査結果

検討事項の内容	件数
特定個人情報管理について安全管理措置が確実に実施されるよう対策を求めたもの	3
県立職業能力開発校の入校金免除手続について検討を求めたもの	1
県立職業能力開発校の寄宿舎入寮生から徴収する共益費の額について検討を求めたもの	1
宅地造成工事規制区域に設置した標識について、今後の整理方針の検討を求めたもの	1
証拠品等の保管場所の更なる確保及び妥当性について検討を求めたもの	1
パークゾナー等の必要性及び妥当性について検討を求めたもの	1
岐阜県警察緊急指揮所のあり方と岐阜県警察大震災警備実施計画の見直し等を求めたもの	1
合 計	9

岐阜県監査委員会第五回

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により平成二十九年一月に執行した財政的援助団体等監査（一部平成二十八年十二月に執行したものを含む。）の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十三日

- 岐阜県監査委員 水 野 正 敏
- 岐阜県監査委員 小 原 尚
- 岐阜県監査委員 山 本 泉
- 岐阜県監査委員 藤 良 寛
- 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

第1 監査実施団体数

区分	監査実施団体数	団体監査結果件数			所管機関監査結果件数		
		指導事項	指導事項	検討事項	指導事項	指導事項	検討事項
出資・出捐団体	22	7	0	7	0	0	0
補助金等交付団体	11	1	0	1	0	1	0
指定管理者	9	2	0	2	0	2	0
合計	42	10	0	10	0	3	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

第2 監査結果

監査の結果、8団体において、10件の指導事項が認められた。また、2所管機関において、3件の指導事項が認められたので、監査対象団体及び所管機関に対して是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 出資・出捐団体 (22 団体)

実施団体名	実施年月日	実施団体名	実施年月日
一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター	平成29年1月10日	公益財団法人岐阜県国際交流センター	平成29年1月30日
公益財団法人岐阜県体育協会	平成29年1月23日	公益財団法人岐阜県教育文化財団	平成29年1月23日
公益財団法人岐阜県美術振興会	平成29年1月30日	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	平成29年1月11日
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	平成29年1月10日	地方独立行政法人岐阜県県立多治見病院	平成29年1月12日
公立大学法人岐阜県立看護大学	平成29年1月18日	業経済振興センター	平成29年1月19日
株式会社サン・シノグ東海	平成29年1月18日	公益財団法人岐阜県研究開発財団	平成29年1月16日
公益財団法人ソフトラビオジヤパン	平成29年1月18日	公益財団法人セラミックカンパニー美濃	平成29年1月30日
一般社団法人岐阜県農畜産公社	平成29年1月19日	一般社団法人岐阜県畜産協会	平成29年1月19日
公益社団法人岐阜県森林公社	平成29年1月11日	公益財団法人岐阜県建設研究センター	平成29年1月17日
岐阜県土地開発公社	平成29年1月17日	公益財団法人岐阜県浄水事業公社	平成29年1月16日
岐阜県住宅供給公社	平成29年1月17日	公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター	平成29年1月10日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

監査対象団体	区分	内容
公益財団法人岐阜県国際交流センター	指導事項	平成27年度の決算において、定期預金を他の金融機関に預け替えた際に発生した普通預金利息が財務諸表に計上されていないので、今後は適正に処理されたい。
公益財団法人岐阜県体育協会	指導事項	月次決算において、計算書類及び月次事業報告書を作成し、理事長へ提出すべきところ、提出されていないので、今後は適正に処理されたい。
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	指導事項	平成27年度の財務諸表において、財産諸表の注記に指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳が記載されていないので、今後は適正に処理されたい。
地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	指導事項	中央材料室等管理業務委託において、病院は契約直前6か月以内の作業従事者健康診断書及び定期健康診断結果報告書の提出を求め、確認すべきところ、これを行っていないので、今後は適正に処理されたい。
公益財団法人セラミックカンパニー美濃	指導事項	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬・処理業務委託単独契約において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 契約保証金の免除について、決裁がなされていなかった。 2 委託契約期間内に産業廃棄物収集・運搬業許可の有効期限が到来していたにもかかわらず、その後の許可状況を確認することなく、委託業務を請け負わせていた。 3 最終処分が完了していないにもかかわらず、完了届を受理し、検査が行われているものがあつた。 陶磁器産業振興事業において、補助金の目的や補助対象の範囲などを明らかにした補助要綱等を定めることなく、陶芸家に対してフレキシブルな支援事業を交付していたので、今後は要綱等を定めるなどあらかじめ根拠を明確にした上で支出されたい。

2 補助金等交付団体 (11 団体)

実施団体名	補助金等の名称	実施年月日
美濃市	岐阜県清流の国ぎふ推進補助金(清流の国ぎふづくり推進事業(2020プロジェクト推進事業))	平成29年1月30日
大垣ミナモトボールクラブ	競技力向上対策事業交付金	平成29年1月30日

国立大学法人岐阜大学	担当	清流の国ぎふ防災・減災センター運営事業費負担金	平成29年1月30日
学校法人名古屋大原学園	補助金	岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金	平成29年1月30日
公益社団法人岐阜県歯科医師会	金	岐阜県障がい児(者)歯科設備整備事業費補助金	平成28年12月26日
社会福祉法人香徳会	金	岐阜県障がい児(者)歯科設備整備事業費補助金	
恵那商工会議所	岐阜県老人福祉施設等整備費補助金 岐阜県地域密着型サービスマ等整備助成事業費等補助金		平成29年1月30日
日本トムソン株式会社	岐阜県工業会及び商工会議所補助金		平成29年1月30日
第39回全国育樹祭岐阜県実行委員会	岐阜県企業立地促進事業補助金 第39回全国育樹祭岐阜県実行委員会負担金		平成29年1月30日
中津川市森林組合	岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林整備事業：森林環境保全直接支援事業) 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金(環境保全林整備事業)		平成29年1月30日
花フエスタ2015ぎふ実行委員会	岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林整備加速化・林業再生交付金：原木安定供給格納整備加速化(交付金)事業) 岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林整備加速化・林業再生基金事業：木材生産高性能林業機械導入加速化(基金)事業) 岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林整備加速化・林業再生交付金：木材生産高性能林業機械導入加速化(交付金)事業)		平成29年1月30日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

エ 監査対象団体

団体名	区分	内 容
公益社団法人岐阜県歯科医師会	指導事項	岐阜県障がい児(者)歯科設備整備事業費補助金及び岐阜県障がい児(者)歯科設備整備事業費補助金において、実績報告書が提出期限である補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに県に提出されていなかったため、今後は適正に処理されたい。

イ 所管機関

機関名	実施団体名	区分	内 容
-----	-------	----	-----

医療福祉連携推進課	公益社団法人岐阜県歯科医師会	指導事項	公益社団法人岐阜県歯科医師会に対する岐阜県障がい児(者)歯科設備整備事業費補助金及び岐阜県障がい児(者)歯科設備整備事業費補助金において、実績報告書が提出期限である補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに提出及び処理がされていないため、今後は適正に処理されたい。
-----------	----------------	------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 指定管理者(9団体)

実施団体名	施設名称	実施年月日
岐阜アリーナ運営共同	岐阜アリーナ	平成29年1月16日
ぎふ清流文化プラザ管理運営共同	ぎふ清流文化プラザ	平成29年1月23日
株式会社三和サービスマ	岐阜県福祉・農業会館	平成29年1月19日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立幸観苑	平成29年1月11日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立ひまわりの丘第一学園	平成29年1月11日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立みどり荘	平成29年1月11日
公益財団法人セラミックパーク美濃	セラミックパークMINO	平成29年1月30日
昭和造園土木・名岐サービスマ	岐阜県百年公園(岐阜県博物館に係るVグリーンゾ)	平成29年1月11日
花フエスタ記念公園運営管理グループ	花フエスタ記念公園	平成29年1月12日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

エ 監査対象団体

実施団体名(施設名称)	機関名	区分	内 容
社会福祉法人岐阜県福祉事業団(岐阜県立みどり荘)	障害福祉課	指導事項	岐阜県立みどり荘の管理運営業務において、利用者から同意を得ていた指定障害者支援施設(生活介護・施設入所)サービスマ重要事項説明書に記載されている基本的なサービスマ利用料金の一部を誤って記載していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
花フエスタ記念公園運営管理グループ(花フエスタ記念公園)	都市公園課	指導事項	花フエスタ記念公園の管理運営業務において、平成26年度に県が指定管理者へ新たに貸付けた物品2件が花フエスタ記念公園管理運営協定書(平成28年2月最終更新)に記載されていないため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

イ 所管機関

機 関 名	実施団体名 (施設名称)	区 分	内 容
都市公園課	昭和三十八年 岐阜カービスJ.V. グループ (岐阜県百年公 園(岐阜県博物館 に係る区域を除 く。))	指導事項	岐阜県百年公園(岐阜県博物館に係る区域を除く。)の管理運営業務において、県と指定管理者とが締結している岐阜県百年公園の管理に関する基本協定書(平成27年1月28日締結。以下「基本協定書」という。)に定められた管理物件のうち備品である貨物自動車1台について、基本協定書締結当初から既に故障し、一時抹消登録済にもかかわらず、指定管理者に管理させていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
都市公園課	花フエスタ記念 公園運営管理グ ループ (花フエスタ記 念公園)	指導事項	花フエスタ記念公園の管理運営業務において、平成26年度に県が指定管理者へ新たに貸し付けた物品2件が花フエスタ記念公園管理運営協定書(平成28年2月最終更新)に記載されていないにもかかわらず、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

岐阜県監査委員告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第七項の規定により平成二十八年十一月から平成二十九年一月までに執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告(年間総括)を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十三日

岐阜県監査委員 水 野 正 敏
岐阜県監査委員 小 原 尚
岐阜県監査委員 山 本 泉
岐阜県監査委員 藤 良 寛
岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

第1 平成28年度財政的援助団体等監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、①県が資本金等を4分の1以上出資等している団体（出資・出捐団体）、②補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）、③公の施設の管理を行っている団体（指定管理者）について、計56団体に對し監査を実施した。

なお、監査に当たっては、以下の6項目を重点監査項目として設定し監査を実施した。

- 【重点監査項目】
出資・出捐団体
①決算事務における正確性の検証
②内部けん制の実効性の検証
補助金等交付団体
③適正な申請・報告事務の検証
④補助金で整備した施設、物品等の管理状況の検証
指定管理者
⑤協定事項の遵守状況の検証
⑥県からの貸付物品の管理状況の検証

- 1 監査期間
平成28年11月から平成29年1月まで
2 監査実施団体数
出資・出捐団体 25団体
補助金等交付団体 20団体
指定管理者 11団体
計 56団体
3 監査対象年度
原則として、平成27年度を対象とした。

第2 監査結果

- 1 財政的援助団体等監査における要望・質疑等
監査対象団体等に対し、質疑を行い見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べ、要望を行った。
主な要望・質疑等は次のとおり。

(1) 出資・出捐団体

ア 団体及び団体を所管する機関に対して、意見を述べ、要望を行った。
(公財) 岐阜県建設研究センターにおいては、県内市町村において土木技術者が不足している状況にあるので、その機能補完に取り組まなければならない。
(地財) 岐阜県立多治見病院においては、がん診療連携拠点病院として、地域の病院や診療所の中核として期待される機能を発揮されたい。
(公財) ソフトピアジャパンにおいては、国等の外部資金の導入などにより、公益事業会計の収支改善を図られたい。
(公大) 岐阜県立看護大学においては、年間計画を立てるなどして、より経済的で効率的な調達を図られたい。
(公財) 岐阜県教育文化財団においては、中高生や若者が岐阜県の文化を味わえるような幅広い企画立案されたい。

イ 団体に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

(地財) 岐阜県立下呂温泉病院における経常収支比率及び職員給与費対医業収益比率の現状と貸付金の償還開始時期について
岐阜県土地開発公社における土地造成事業の進捗状況と未分譲の工業団地について
経営状況及び経営改善のための取組について
事務事業の実施状況と期待される事業の波及効果について
職員体制の課題とその解決のために実施している人材確保及び人材育成対策について

(2) 補助金等交付団体

ア 団体及び団体に補助金等を交付する所管機関に対して、意見を述べ、要望を行った。
清流の国きふ防災・減災センターにおいては、地域防災力の強化を図るため、市町村職員や消防団員等のスキルアップや意識改革につながるプログラムの開発や講座等の実施を検討されたい。
中津川市森林組合においては、補助事業で整備した林内路網や高性能林業機械を有効活用することにより、安全で効率的、低コストな事業実施体制を構築し、持続的な森林整備に努められたい。
イ 団体に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

補助事業の事業効果について
補助事業で整備した施設、機器の利用状況について

(3) 指定管理者

ア 指定管理者及び指定管理者の所管機関に対して、意見を述べ、要望を行った。
岐阜県百年公園の指定管理者（昭和造園土木・名岐サービスグループ）においては、地元子供会等とのイベント共催や近隣施設とのタイアップなど地域連携に努め、利用者増加を図られたい。
養老公園の指定管理者（イビテソングラウンズ（株））においては、鹿が公園に接近したことにより、平成27年度に10回閉園している中で、根本的な安全対策を講じられたい。
イ 指定管理者に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

施設のセキュリティ対策と防災訓練等の実施状況について
施設の利用状況と利用者増加及び稼働率向上のための取組について

2 監査実施団体数及び監査結果件数

監査を実施した団体のうち、11団体において1件の指摘事項及び55件の指導事項が認められたので、是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。また、3所管機関において4件の指導事項が認められたので、是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

(単位:団体・件)
Table with 4 columns: 区分, 監査実施団体数 (指摘あり, 指導あり), 団体監査結果件数 (指摘事項, 指導事項, 検討事項), 所管機関監査結果件数 (指摘事項, 指導事項, 検討事項)
Rows: ① 出資・出捐団体, ② 補助金等交付団体, ③ 指定管理者, 合計

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。
・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
・指導事項 是正又は改善を求める事項
・検討事項 所管する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

3 団体を所管する部署別団体数 (件数)

(単位:団体、件)

知事直轄	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		合計	
	指導あり	指導あり	指導あり	指導あり	指導あり	指導あり	指導あり	指導あり
総務部	0 (0)	0 (0)	-	-	-	-	0 (0)	0 (0)
清流の国推進部	0 (0)	*3 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	*3 (6)	
危機管理課	-	-	0 (0)	0 (0)	-	-	0 (0)	
環境生活課	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	
健康福祉部	1 (1)	3 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	5 (6)	
商工労働部	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	
農政課	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-	0 (0)	
林士整備部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	-	0 (0)	
都市建設部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	
県事務委員会	-	-	-	-	-	-	-	
警察本部	0 (0)	*1 (3)	-	-	-	-	*1 (3)	
警察本部	0 (0)	0 (0)	-	-	-	-	0 (0)	
その他	1 (1)	*8 (14)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	*12 (18)	
合計	1 (1)	11	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	1 (1)	

(注) 1 「※」は団体の所管機関が複数あることを示す。団体数及び件数をそれぞれの部署で重複して計上。

2 括弧内の数字は監査結果件数を示す。

3 「-」は、監査を実施した団体がないもの

4 監査結果の分野別件数

(単位:件)

	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		合計	
	指導事項	指導事項	指導事項	指導事項	指導事項	指導事項	指導事項	指導事項
収入関係	0	1	0	0	0	0	0	1
支出関係	0	0	0	0	0	0	0	0
契約関係	0	4	0	0	0	0	0	4
財産関係	0	0	0	0	0	2	0	2
決算関係	1	4	0	0	0	0	1	4
その他	0	2	0	0	1	0	1	3
合計	1	11	0	0	1	2	3	15

(注) 監査結果が複数の分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上。

5 主な監査結果

(1) 出資・出捐団体

内 容	件数
県立病院の委託業務において、契約書等で定められた作業従事者の健康診断の結果を確認していなかった。	3
決算において、財務諸表の表示もれや記載を誤っている団体があった。	4

(2) 補助金等交付団体

内 容	件数
実績報告書の提出が遅延している団体があった。	1

(3) 指定管理者

内 容	件数
管理運営協定書に定められた管理物品と実際の管理物品が異なる団体があった。	2

岐阜県監査委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により
 岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったの
 で、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十三日

岐阜県監査委員 水野正敏
 岐阜県監査委員 小原尚
 岐阜県監査委員 山本泉
 岐阜県監査委員 藤良寛
 岐阜県監査委員 杉山祐子

1 平成27年度及び平成28年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成27年度

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	99	99	-	0
指導事項	118	118	-	0
検討事項	10	9	0	1
計	227	226	0	1

2 平成28年度

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	86	38	26	23
指導事項	112	59	16	37
検討事項	9	0	0	9
計	207	97	41	69

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年2月3日までに知事等関係機関から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重むなもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所管する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管業務に

対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成28年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
西濃農村事務所	公務中の1件の交通事故について、修繕料39,776円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	当該職員に対しては、事故の原因を聴取り、交通安全に対する意識の徹底と交通事故の再発防止に努めるよう指導を行った。所属としては、定例の所内課長会議において交通安全法の遵守及び安全運転の励行について周知徹底を図った。また、定期的な交通安全に関する情報の提供、職場研修や

飛騨農村事務所

公務中の3件の交通事故について、修繕料213,042円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。

日頃からの声かけなど、あらゆる機会をとらえて、事故を起こさないよう注意喚起を行い、交通事故防止に努めている。

交通事故を起こした職員本人に対しては、所属長から厳重に注意するとともに、交通事故原因を踏まえて再発防止に努めるよう指導を行った。

また、所内全職員に対しては、毎月開催の定例所内会議の場において、その月に合った交通安全テーマを2つほど議題にするなど、公用車の安全運転及び交通事故防止の周知徹底を行った。

そのほか、全職員を対象としたトラフィックセーフティシートテスト(安全運転や法令の知識に関するテスト)や交通安全運転研修(運転適性検査)を実施したほか、外部で開催された交通安全研修へ積極的に参加するなど、全職員の安全運転の意識向上を図り、交通事故防止を図った。

今後も公用車の鍵を借りる職員に対し「気をつけて」等声をかけるほか、引き続き所内会議、課長会議及び各種交通安全研修等のあらゆる機会をとらえて、交通事故防止について徹底を図る。

公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料28,490円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。

毀損事故を起こした職員本人に対しては、所属長から厳重に注意するとともに、毀損事故原因を踏まえて再発防止に努めるよう指導を行った。

また、所内全職員に対しては、毎月開催の定例所内会議の場において、その月に合った交通安全テーマを2つほど議題にするなど、公用車の安全運転及び交通事故防止の周知徹底を行っている。

そのほか、全職員を対象としたトラフィックセーフティシートテスト(安全運転や法令の知識に関するテスト)は毎月実施し、転入職員に対し交通安全運転研修(運転適性検査)を平成27年度に引き続き実施するほか、外部で開催された交通安全研修へ積極的に参加するなど、全職員の安全運転

	の意識向上を図り、交通事故防止を図っている。 今後も公用車の鍵を借りる職員に対し「気を付けて」等声をかけるほか、引き続き所内会議、課長会議及び各種交通安全研修等のあらゆる機会をとらえて、交通事故防止について徹底を図る。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
多治見土木事務所	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として65,448円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。	直ちに該当箇所周辺の危険木の伐採を実施し、再発防止措置を講じた。 また、全職員を対象とした道路パトロールにおける着眼点等の研修を実施し、全職員のスキルアップを図った。 今後も管内全路線について道路パトロールをより一層強化するとともに、穴ばこや排水施設点検、歩道線点検等を定期的に実施し、事故防止及び道路管理の徹底に努める。
恵理土木事務所	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として384,000円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。	事故発生後直ちに、現場付近の法面や落石等の危険性の有無を点検した。点検の結果、落下の危険性のある落石等は確認されなかったが、今後も引き続き道路パトロール、歩道点検時において落石等の状況を注視していく。 管内道路は、急峻な地形の中において落石等が発生しやすい環境にあるため、道路管理にはより一層力を入れ、引き続き事故防止に努める。
下呂土木事務所	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として199,768円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。	事故発生直後に、要因となったコンクリート製側溝蓋の損傷箇所及び当該路線の側溝を一案にパトロールし、メンテナンスの修繕を行った。 また、再発防止に向けて、管内管理路線上の側溝蓋を一斉点検し、破損又は交換箇所について修繕及び対策を行った。 併せて、道路パトロールのより一層の強化を図るため職員の研修を実施し、道路パトロールの留意点について職員の意識啓発を行った。

教育委員会	<p>時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項により時間外勤務手当が11,941円過払となったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 週休日に勤務命令により勤務した4時間について、別の勤務日に4時間の勤務時間の削減り変更を行った。この場合は、週休日だった日及び勤務日だった日ともに勤務日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、当該勤務日について週休日の支給割合を適用し時間外勤務手当を支給していた。</p> <p>2 当該勤務日について、4時間を除く3時間45分については正規の勤務時間であるため時間外勤務手当の対象とはならないが、時間外勤務手当を支給していた。</p>	<p>過払いとなった時間外勤務手当11,941円について、過年度収入処理を行い、平成28年11月2日に当該職員から果て納入されたことを確認した。</p> <p>今後、時間外勤務手当を算定する際は、給与事務担当者の算定とは別に係内職員1名が算定を行い、算定額と差異がないか確認を行うことで内部チェックを密にし、再発防止に努める。</p>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜教育事務所	住居手当の認定事務において、転居に伴う支給額の改定時期を誤ったことにより、1件、500円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払となっていた住居手当2,500円については、平成28年10月4日に返納を受けた。 当該学校に対しては今後の届出を適正に行うよう通知し、また、管内各学校には平成29年1月11日付付枚数第385号「住居を移転した職員の住居手当及び通勤手当の届出について」を通知して、両手当の整合性を確実に確認できるよう変更届の同時提出等を依頼し認定事務の改善を図った。 今後は「住居を移転した職員の住居手当及び通勤手当」の認定事務において「届出の理由が生じた日」の認定を正しく行い、支給額を変更すべき時期に留意し確認するよう徹底した。
西濃教育事務所	旅費の支出事務において、旅客施設使用料を重複して支給したことにより、1件620円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指前事項については、平成28年10月2日に収納した。 今後は、会計員、出納員及び学校事務職員等の複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
岐阜城北高等学校	物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、現物を確認できな	1 ワルチメディア工房システムはセット品として一式で物品登録され、備品整理

<p>不誠高等学校</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料82,512円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p> <p>また、当該事故について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していただいたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>い物品については速やかに原因を究明し措置するとともに、今後は適正な物品管理を徹底し、再発防止に努められたい。</p> <p>1 ノート型パソコン工厚システム関連物品17件（取得価格計2,389,874円）を亡失していた。</p> <p>2 上記の亡失物品をはじめ、数年前から現物を確認できない物品があるにもかかわらず、現物表において確認できない物品はないものとして所屬長に報告していた。</p>	<p>票が届け出てあるものと届け出ていないものがあつたため、学校不用品の一斉廃棄（平成25年3月20日）の際に備品整理票が届けられていないものを調べて廃棄したと思われ。</p> <p>このため、今後はセット品の補助簿に基づきセット品を構成する個々の物品に備品整理票を確実に届け出し管理すること徹底した。</p> <p>2 平成28年度の現物実査を平成28年11月30日まで延長し、職員全員で徹底調査を行った結果、(1) 物品一覽表からの除去漏れ25件、(2) 物品一覽表への登録漏れ6件、(3) 物品一覽表の記載内容の修正漏れ20件の不具合が明らか。</p> <p>(1) については除去の困難となる既製の決裁、(2) については登録の困難となる常附申込書が確認できたため、平成28年12月13日に物品一覽表を修正した。(3) についても使用主任等登録すべき正しい内容により物品一覽表を同日修正した。</p> <p>今後は、物品を異律又は処分した際には、選帯なく且つ正確に物品一覽表に反映させるよう会社員や出納員など複数人によるチェックを行うなど内部牽制体制を強化し現物との不具合が生じないように徹底したほか、職員会議において物品管理の重要性を再確認し、毎年の現物実査は職員全員体制で取り組むこととした。</p>
---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>加茂高等学校</p>	<p>公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料8,618円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>職員会議において、公用車の運用について再度注意を促すとともに、公用車を含む県有物品について職員の毀損事故がないよう、具体的な事例を挙げて再発防止の徹底を図った。</p> <p>今後も定期的に職員への注意を呼びかけていく。</p>
<p>恵那高等学校</p>	<p>卒業証明書等交付手数料に係る収入証紙の取扱事務において、岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例に基づき交付文書1通につき手数料800円を証紙により収入することとなっている。卒業証明書等交付申請書により2通を交付したが、ちよう付された証紙は1通分300円しかなく、300円が滞付漏れとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>子備監査（平成28年10月5日）の翌日、納付漏れとなっていた申請者に連絡し、手数料不足分300円を収入証紙により徴した。</p> <p>今後は、卒業証明書等交付の際、申請者と担当で交付枚数と申請書にちよう付された証紙額とを確認するとともに、当日及び月毎の収入証紙消印高の確認を複数人で行うようにし、再発防止に努める。</p>
<p>益田清風高等学校</p>	<p>行政財産の目的外使用に係る使用料の取入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 平成27年7月23日に体育館の使用を許可したものについて、使用料を算定する際に、1月の日数を30日として日割計算するところ、31日として行ったため、288円過小となっていた。</p> <p>2 平成28年2月2日に体育館の使用を許可したものについて、使用料を算定する際に、1月の日数を30日として日割計算するところ、29日として行ったため、299円過大となっていた。</p>	<p>行政財産の目的外使用料の算定誤りによって徴収金額が合わせて11円過大であった体育館の利用者に対して、平成28年12月7日に算定誤りを説明し謝罪するとともに返金を申し入れたところ、当該利用者から「誤りについて説明があり、今後の使用料算定が正されることも理解できたので、11円の返金は不要」との申し出があつた。</p> <p>上記の対応結果を記録するとともに、再発防止のため、行政財産の目的外使用料の日割り計算方法を会計職員に再度周知し、複数人によるチェックを徹底した。</p>
<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料95,472円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>また、当該事故について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していただいたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料95,472円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>また、当該事故について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していただいたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>該当職員に対し、備品の取扱いに一層の注意を払うよう指導を行い、その他の職員に対しても、物品の適正な管理及び毀損の防止について注意喚起を行った。併せて当該事故について、平成28年9月1日に事故報告書を知事及び会計管理者へ提出した。</p> <p>今後は、毀損事故の再発防止に努めるとともに、適正な事務処理を行うよう関係職員へ周知徹底した。</p>

警察本部		機関名	監査結果	講じた措置
岐阜南警察署	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として837,763円の費用負担が発生し、また、修繕料39,420円(うち相手方負担分1,728円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として798,445円の費用負担が発生していたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	当該職員に対して、副隊長が交通事故の状況を聴取し、事故原因の分析及び対処法が及ぼす影響について個別指導した。全職員に対しては、例会において事故の概要及び損害賠償等について説明し、交通事故防止の徹底を図った。 また、交通事故の再発防止策について検討会を実施するとともに、緊急走行教養、被疑者運転車両の停止措置訓練及び後退時の誘導訓練等を定期的に行い、事故防止に努めている。	当該職員に対して、副隊長及び警務課長が事故の原因や背景について聴取し、個別に交通事故防止の指導教養を実施した。 全職員に対しては、例会及び朝会時に署長等幹部が交通事故防止について指導教養を実施するとともに、次の取組みを行っている。 ・各車両の助手席に安全運転遵守事項の表示 ・朝会時に職員から募集した交通事故防止標語を全員で唱和 ・運転口説に事故防止点検欄を設けて自己点検を実施 ・警笛によるパツパツ誘導の徹底 今後も全職員に対し「警察官としての自覚を促す職務倫理教養の実施」及び「交通
大垣警察署	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として339,405円の費用負担が発生し、また、修繕料18,360円が支払われていた。更に路上にいた相手方を叩いて死させた交通事故が発生していたため、職員の交通事故防止について、より一層の徹底を図られた。	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として217,807円の費用負担が発生し、また、修繕料131,760円及び消耗品費6,538円(うち相手方負担分97,458円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	当該職員に対して、次長が事故原因や背景について聴取するとともに、事故防止対策及び事故が及ぼす影響について個別に指導した。 また、全職員に対して、朝会時に次長から当該交通事故発生事例について説明し、公用車事故の防止意識を高めて再発防止対策を推進するとともに、次の訓練を行い継続していくこととした。 ・狭路における走行(車幅間隔認識)訓練 ・車両後退時における側乗者の誘導訓練	当該職員に対して安全確認の必要性等について指導するとともに、平成28年7月28日付で大垣警察署署長連発を發出し、交通事故防止に万全を期するよう徹底を図り、次の各種対策を実施した。 ・平成28年7月26日から8月5日にかけて事故防止対策をテーマとしたレポートを提出させ、再発防止と意識改革を目的とした課題研究を実施した。 ・同年8月8日から同月10日にかけて経験豊富な幹部職員が事故防止に関する教養を実施し事故防止意識の高揚を図った。 ・同年8月24日に自動車学校教習コースにおいて実車走行訓練を実施し、車両特性や自身の運転能力を再認識させる訓練を実施した。 ・同年11月より100ゼロロ事故防止について全署員に継続的に高い意識を保持させることを目的に「大垣警察署100ゼロロ事故防止対策委員会」を設置し、100ゼロロ事故防止対策に努めている。 また、朝会等で継続的な事故防止教養を実施し、職員の交通事故の再発防止に向けた留意取り組んでいる。 当該職員に対しては、直属の課長及び特
北方警察署	公務中の2件の交通事故について、損害			

<p>賠償金として98,354円の費用負担が発生し、また、修繕料119,437円（うち相手方負担分59,718円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>命指導官が、事故の状況や原因を詳細に聴取し、その結果に基づき具体的な事故防止策を個別に指導した。 また、朝会時に副署長、特命指導官及び警務課長が、事故事例を具体的に挙げて、降車時の安全確認の徹底及び車両の安全運行などを指導し、全職員の交通事故防止意識の高揚を図った。 今後も全職員に対する交通安全教育を実施し、交通事故防止の徹底を繰り返し指導する。</p>
<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として243,935円の費用負担が発生し、また、修繕料145,978円（うち相手方負担分49,708円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>当該職員については、直属の課長及び警務課長が交通事故の状況を聴取し事故原因の分析を行い、防止対策を検討するとともに、個別に指導を行った。 全職員に対しては、朝会時に副署長及び警務課長が公用車運転の基本の遵守、御乗者による安全呼称の励行、降車確認及び幅広道路の利用による事故回避などを指示し、公用車事故の再発防止の徹底を図った。 また、運転技能向上のため「狭路等の走行訓練要領」に基づき、中堅及び若手職員等を対象に車両運転訓練を実施した。</p>
<p>多治見警察署 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として432,000円の費用負担が発生し、また、修繕料390,852円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>当該職員に対しては、警務課長及び直属の課長が、交通事故の原因、安全確認の必要性及び交通事故のたまたま影響について個別指導を実施した。 全職員に対しては、朝会時に副署長及び警務課長が交通事故事例を挙げて、公用車事故防止に係る注意事項、御乗者の任務及び安全運転守則等の遵守を指示した。 また、署員を対象とした運転訓練及び後方誘導訓練を実施し、運転技術等の向上を図った。 今後も朝会において、副署長及び警務課長が安全呼称の励行及び御乗車の後方誘導等の指導を引き続き行い、交通事故防止の徹底を図る。</p>

<p>し、また、修繕料240,396円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>を究明し、安全確認の必要性等について個別指導を行った。 全署員に対しては課長及び警務課長が、朝会や例会を通じて事故の概要及び原因を説明し、次の事項を指示手配した。 ・車両後退時における周辺設備の確認や駐車両の動向予測 ・冬季降雪時における路面の状況や安全確認 ・緊急走行時における周辺車両の動向予測や的確な運転 また、事故当事者自身が発生要因を検証して署員に説明するなどの事故防止研究会を開催したほか、署長考案の「事故防止標語」を定めて朝会等出席者全員で唱和し、事故防止に向けた署員の意識高揚に繋げている。</p>
<p>高山警察署 公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として143,640円の費用負担が発生していたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>警務課長及び交通安全課長が当該職員にそれぞれ車両駐車時や方向変換時等の留意事項について指導したほか、例会及び朝会において全職員に対し、当該事故の概要及び原因を説明し、同種事故の再発防止の徹底を図った。 また、安全呼称運転の励行を指導するとともに、御乗者の責務を喚起するためのスラッカー「御乗者 降車・確認・誘導」を公用車のダッシュボードに貼付し、交通事故防止に努めている。</p>

(2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

<p>機関名 木下芸術スクー ル</p>	<p>監査結果 入校試験料に係る収入証紙の取扱事務において、入学願書を受理した日付をもってその都度消印すべきところ、受理日ではない日付で後日まとめて消印していたので、今後お適正に処理された。</p>	<p>講じた措置 証紙消印担当職員に対し、岐阜県証紙条例施行規則に基づき、入校願書にちよう付された入校試験料に係る収入証紙を受領したときは、証紙からよう付高を確認し、受領した日付をもって消印を行うよう徹底した。また、収入証紙を消印する際は、入校願書受理日と消印日付をその都度、複数の職員で確認することとした。</p>
------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

農政部		<table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>監査結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> <tr> <td>西濃農林事務所</td> <td>公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料100,440円が支払われていたので、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。</td> <td>当該職員に対し、備品の取扱いには一層の注意を払うよう指導した。 また、所内全職員に対して、当該毀損事故の発生状況を周知するとともに、パソコンをはじめ物品について慎重に取り扱うよう周知徹底を図った。</td> </tr> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	西濃農林事務所	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料100,440円が支払われていたので、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。	当該職員に対し、備品の取扱いには一層の注意を払うよう指導した。 また、所内全職員に対して、当該毀損事故の発生状況を周知するとともに、パソコンをはじめ物品について慎重に取り扱うよう周知徹底を図った。
機関名	監査結果	講じた措置						
西濃農林事務所	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料100,440円が支払われていたので、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。	当該職員に対し、備品の取扱いには一層の注意を払うよう指導した。 また、所内全職員に対して、当該毀損事故の発生状況を周知するとともに、パソコンをはじめ物品について慎重に取り扱うよう周知徹底を図った。						
農土整備部		<table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>監査結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> <tr> <td>郡上土木事務所</td> <td>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたので、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。</td> <td>当該職員に対し、所属長から口頭注意を行うとともに、所属職員に対して注意喚起のメールを送付し、方が一同様の事故が発生した場合の対応方法について周知した。 また、同様の事故の再発を防止するため、下記の事項を徹底した。 ・パソコンのみならず書類の毀損も防ぐため、机の上を整理する。 ・水分補給を行う場合は、蓋付きの容器を使用する。 指導のあった箇所については、速やかに使用開始の手続きを行い、平成28年10月25日付で告示を行った。 また、他の工事での手続の状況を確認したところ、指導以外の箇所でも1箇所、同じく使用開始の告示を行っていない案件を発見したため、使用開始の手続きを行い、平成28年11月8日付で告示を行った。 再発防止策として、チェックリストを作成し、工事の完成検査時において、検査員が使用開始の手続きを行っているか検査することとした。</td> </tr> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	郡上土木事務所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたので、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。	当該職員に対し、所属長から口頭注意を行うとともに、所属職員に対して注意喚起のメールを送付し、方が一同様の事故が発生した場合の対応方法について周知した。 また、同様の事故の再発を防止するため、下記の事項を徹底した。 ・パソコンのみならず書類の毀損も防ぐため、机の上を整理する。 ・水分補給を行う場合は、蓋付きの容器を使用する。 指導のあった箇所については、速やかに使用開始の手続きを行い、平成28年10月25日付で告示を行った。 また、他の工事での手続の状況を確認したところ、指導以外の箇所でも1箇所、同じく使用開始の告示を行っていない案件を発見したため、使用開始の手続きを行い、平成28年11月8日付で告示を行った。 再発防止策として、チェックリストを作成し、工事の完成検査時において、検査員が使用開始の手続きを行っているか検査することとした。
機関名	監査結果	講じた措置						
郡上土木事務所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたので、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。	当該職員に対し、所属長から口頭注意を行うとともに、所属職員に対して注意喚起のメールを送付し、方が一同様の事故が発生した場合の対応方法について周知した。 また、同様の事故の再発を防止するため、下記の事項を徹底した。 ・パソコンのみならず書類の毀損も防ぐため、机の上を整理する。 ・水分補給を行う場合は、蓋付きの容器を使用する。 指導のあった箇所については、速やかに使用開始の手続きを行い、平成28年10月25日付で告示を行った。 また、他の工事での手続の状況を確認したところ、指導以外の箇所でも1箇所、同じく使用開始の告示を行っていない案件を発見したため、使用開始の手続きを行い、平成28年11月8日付で告示を行った。 再発防止策として、チェックリストを作成し、工事の完成検査時において、検査員が使用開始の手続きを行っているか検査することとした。						
教育委員会		<table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>監査結果</th> <th>講じた措置</th> </tr> <tr> <td>可児教育事務所</td> <td>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料48,826円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。</td> <td>所内会議（平成28年9月8日及び10月3日）において、所属職員に対しノート型パソコン等果有備品の毀損事故防止について注意喚起を行い、果有備品の適正な使用及び管理等を徹底した。 今後も所内会議等で定期的に周知徹底し、</td> </tr> </table>	機関名	監査結果	講じた措置	可児教育事務所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料48,826円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。	所内会議（平成28年9月8日及び10月3日）において、所属職員に対しノート型パソコン等果有備品の毀損事故防止について注意喚起を行い、果有備品の適正な使用及び管理等を徹底した。 今後も所内会議等で定期的に周知徹底し、
機関名	監査結果	講じた措置						
可児教育事務所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料48,826円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。	所内会議（平成28年9月8日及び10月3日）において、所属職員に対しノート型パソコン等果有備品の毀損事故防止について注意喚起を行い、果有備品の適正な使用及び管理等を徹底した。 今後も所内会議等で定期的に周知徹底し、						

飛騨教育事務所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料27,000円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。	<p>毀損事故の再発防止に努める。</p> <p>監査後、速やかに当該職員に対して、パソコン破損の原因及び防止策について個別指導を行うとともに、所属職員に対してメールにて注意喚起を行いパソコン等の果有備品毀損防止の徹底を図った。 今後も果有物品の適正な使用及び管理等を徹底し、毀損事故の再発防止に努める。</p>
高山調理管理事務所	物品の管理事務において、鉄瓶1個が盗難被害にあっていたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努めらわたい。	<p>鉄瓶の盗難後、速やかに施設内の展示備品すべてを再チェックするとともに、鉄瓶展示のワイヤーの接続を1箇所から2箇所に増やして、より強いものに交換した。 また、施設内の巡回については事務職員も巡回するなど回数を増やした。 今後も引き続き施設内の巡回を徹底し、再発防止に努める。</p>
各務原高等学校	物品の管理事務において、残留塩素測定器等が盗難被害にあっていたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努めらわたい。	<p>施設してあるツール棟内において盗難被害が発生したため、再発防止策として、残留塩素測定器等はツール棟内の施設がでける倉庫で保管することとした。 また、全職員に対し物品の管理を徹底するように周知し、再発防止に努める。</p>
加茂高等学校	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならぬが、それらを行うことなく特定個人情報を提供していたため、今後は適正に処理されわたい。	<p>指導事項については、事後ながら「特定個人情報取扱記録簿」に記録し所属長の確認を受けた。 また、「個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」に基づき、特定個人情報取扱事務に係る台帳を目的別に整理し直し、台帳への記録や所属長承認の漏れがないか再度点検した。さらに職員会議において、「特定個人情報の取扱いに関する自己点検チェックシート」を活用した職員研修を実施した。</p>

<p>益田清風高等学校</p> <p>物品の管理事務において、ポータブルイヤホン型ヘッドセットを丢失していたので、今後は物品管理の二層の徹底を図るとともに、再発防止に努めらわたい。</p>	<p>今後も継続して毎月の職員会議において個人情報に関する研修時間を設け、職員の理解を深めていく。</p> <p>物品を所在の場所から持ち出して使用する場合は、使用者が所定の場所に返却することを徹底し、使用主任者と使用者が連携をとって物品管理を行うこととした。平成28年度当初の職員会議においても、全職員に対して物品管理の重要性を周知し、物品管理責任の意識向上を図るとともに、再発防止に努めている。</p>
<p>加茂警察署</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料61,776円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。</p>	<p>事故発生後、当該職員に対し、毀損させたことに対する注意及び物品の取扱いについての指導を行った。</p> <p>また、全職員に対しては、パソコンの損傷防止に関する資料を配付するとともに、朝会において警務課長から当該事故の発生について周知し、使用者の責任や損傷防止のための遵守事項について指示配を行った。</p> <p>今後も物品の適切な管理について定期的には注意喚起を行い、再発防止の徹底を図っていく。</p>
<p>多治見警察署</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料176,256円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。</p>	<p>当該職員に対しては、警務課長及び所属の課長が、パソコン毀損事故の原因及び状況を聴取し、適正使用について個別指導を実施した。</p> <p>全職員に対しては、朝会時に警務課長及び会計課長が毀損事故事例を挙げて、パソコンの取扱いについて一層注意するよう指示するとともに、各署員のパソコンディスプレイ脇に注意喚起を促すステッカーを貼付け、毀損事故防止意識の高揚を図った。</p> <p>事故原因となった交通事故地と側道との段差については、道路管理者と協議し、平成28年8月10日に改修工事を行い、当署が管理する庁舎等全施設の点検も改めて実施した。</p>

<p>特定個人情報に係る管理事務において、取得した個人番号については「個人番号確認資料管理簿」に記載しなかつたままにないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>また、全職員に対し朝会時に事故の概要を周知し、違反車両等の誘導に一層の注意をするよう指示した。</p> <p>今後は、定期的な施設点検を徹底を行い、また、機会あるごとに安全な車両誘導について指導を行い、再発防止に努める。</p>
<p>自動車保管場所証明等手数料に係る収入証紙取消高報告において、実際の取消高とは異なる金額を報告していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>取得した個人番号の記載漏れについては、速やかに「個人番号確認資料管理簿」への記載を行った。</p> <p>また、「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令」をはじめとする諸規定の再確認を行った。</p> <p>今後は、内部牽制を徹底し、特定個人情報の適正な取扱いを図る。</p> <p>収入証紙取消高について、内数で集計済みの過誤総額を外数と誤認して重複集計したことにより2,200円過大に報告していたため、平成28年6月22日に警察本部会計課へ訂正の報告を行い、会計課より出納管理課に決算額の修正報告を行った。</p> <p>今後は、誤って重複集計することがないよう複数職員によるチェックを徹底する。</p>

平成二十九年二月二十三日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一

編集

岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社